

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所及び福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織体制の見直し等に伴う変更）に関する事業者ヒアリング【3】

2. 日時：令和4年3月24日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、塚部管理官補佐、義崎管理官補佐、雨夜上席安全審査官、上原安全審査専門職、藤田審査チーム員

事業者：

東京電力株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー

他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。原子炉規制庁の大野です。それでは本日の東京電力の組織体制の見直し等に伴う原子炉保安規定の変更についてヒアリングを開始したいと思います。
0:00:11	では東京電力から資料の説明をお願いいたします。
0:00:16	はい。東京電力の竹田でございます。本日はよろしくお願いたします。それではお手元の資料に基づきまして説明させていただきます。説明は、
0:00:26	ヨシオカの方からさせていただきます。
0:00:29	はい、では、
0:00:32	はい。同業電力の吉岡です。
0:00:35	資料の説明に入りますけれども、前回までのヒアリングでですね、資料を、の大半は後、ご説明をさせていただきますので、
0:00:46	本日はですね、資料をめぐっていただいて目次の資料 3 の部分、設置許可及び廃止措置計画との整合性確認についてというところの説明になります。
0:00:59	では資料をめぐっていただきまして右方 18 ページからになります。
0:01:07	まず 19 ページ以降ですね、こちら柏崎刈羽の保安規定変更に対する設置許可の整合性の確認結果を示しております。
0:01:18	表の見方ですけれども左側に保安規定の条文、目次がありまして、それに対して設置許可に該当する記載があるかないか。
0:01:28	今回保安規定を変更してるか、いないか。
0:01:32	右端にですね、設置許可との整合性の確認結果を、失礼しました。
0:01:38	記載させていただきます。
0:01:41	この表がですね 21 ページまで続いております。
0:01:46	確認結果としましては、基本的に設置許可との整合は問題ないだろうというふうに考えております。
0:01:54	続きまして 22 ページ目以降はこちらの詳細に、それらを説明した資料となっております。
0:02:05	一旦全体像をご説明させていただきますけれども、
0:02:10	同じようにですね福島第二の資料が 34 ページ以降に掲載しております。
0:02:19	内容としてはですね柏崎にほぼ包絡されると思いますので、柏崎、飯尾代表してご説明したいと思います。
0:02:28	では 19 ページに戻っていただきまして簡単に全体を説明させていただきます。
0:02:36	まず二条基本方針になりますけれども、設置許可の大手は本文 11 号を該当ありというふうに考えていまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	こちら今回はですね、基本方針の中でも、福島原子力事故から福島第1原子力発電所事故というふう読みかえを、
0:02:56	のみの変更でございますし、
0:02:59	本部11号に記載されている内容から外れるものではないということでこれは整合していると考えております。
0:03:07	適宜あれですね22ページ以降のですね、比較表をご参照いただければと思います。
0:03:17	続きまして第4条をに関する組織、また第5条の保安に関する職務になりますけれども、
0:03:25	こちらが本文の設置許可で本文の11号及び添付書類の5、8、
0:03:32	該当すると考えています。
0:03:34	設置許可の記載の中ではその時点での体制を書かさせていただいていると。詳細は保安規定に定めるというような形になっていますので、基本的に設置許可との整合はないと考えています。
0:03:50	また本文11号ではですね、組織の責任と権限を明確化するというような記載がありまして、それはまさにこの規定で、それを定めているものということでございますので、
0:04:02	こちら問題ないだろうというふうに考えております。
0:04:07	続きましてですね17条、火災発生時の体制の整備、でございますけれども、こちら本文の5添付書類の8、
0:04:17	ということで、とか、火災発生時のオオノを必要手順等を火災防護計画に定める旨が設置許可では記載しております。
0:04:28	こちらの方今回の保安規定の変更はですね、防災安全部長から安全総括部長というふうに、集合の名称が変わるといったところのみの変更になりますので、
0:04:41	こちら基本的には変更内容の変更はございませんので、設置許可との整合についても特に問題ないと思っています。
0:04:52	はい。続きまして2ページ目になります。
0:04:57	第17条の7重大事故等発生時の体制の整備。
0:05:03	と、その下の段の第17条の8、大規模損壊発生時の体制の整備の条文ですけれども、こちら該当する設置許可の記載がですね、本文15添付書類の中ということになります。
0:05:17	こちらでもですね変更の内容は防災安全部長から安全総括部長ということで主語入れ替え置き換えるというものの祈りのみになりますし、
0:05:29	本文10号と添付10に記載されているのは、重大事故や大規模損壊、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:36	に対処し得る体制において、技術的能力を維持管理していくために必要な事項を保安規定等にて規定するというふうな旨が記載されておりまして、まさに保安規定はそれを定めているものということになりますので、
0:05:50	設置許可との整合性は問題ないというふうに考えています。
0:05:54	続きまして 98 条の保全区域になります。こちらはですね設置許可本文には記載がなく、添付書類 9 の部分に記載されています。
0:06:07	こちらGM、こちらのグループマネージャーの訳ですけれども防災安全GM からせ、核セキュリティ運営管理チーム、
0:06:18	への置き換えということになりますので、内容の変更はありません。
0:06:24	添付書類 9 の記載の内容ではですね、保全区域をしっかり設定して管理するというような旨の記載がありまして、保安規定は、どのようなことを記載し、規定しておりますので、
0:06:38	整合性に問題はありません。
0:06:41	続きまして 99 条の周辺監視区域もですね保全区域とほぼ同じような形になっていまして、本文 9 号と添付書類の 9 に記載があります。
0:06:52	中身としてはほぼ同じようなものになりますので、説明は割愛します。
0:07:00	はい。21 ページ目になります。最後のこの添付の 2、火災内部溢水火山影響とその他自然災害及び有毒ガス対応にかかる実施基準。
0:07:11	添付の 3 も同様ですけれどもこちらの 17 条の関係の添付ということで、中身、内容としてはさらに書き下したようなものになりますけれども、
0:07:24	設置許可の該当箇所もこれは本文 5 号全部 8 と、添付 3 の方は本部 15 点分の中ということで、十四条側と同じになります。
0:07:34	許可との整合性につきましても、こちら防災安全部長から安全総括部長へ名称を変えているだけという形になりますので、内容の変更はありません。
0:07:47	本文 5 号や添付書類 8 の記載内容、10、15 添付書類 10 の記載内容、
0:07:55	とこれが本規定は整合していると考えております。
0:08:01	はい。以上柏崎のご説明になります。二部の方はですね福島第 2 の方はですね、冒頭申し上げた通り柏崎にほぼ包絡されていますので、
0:08:14	説明は割愛させていただきたいと思いますが、1 点補足としてですね、34 ページ以降をご覧になっていただきたいんですが、
0:08:24	福島第二ご承知の通り、廃止措置計画をもうすでにお出して、認可をいただいておりますので、設置許可よりもさらにその最新の状況ということでリバイスがかかっているという部分もありますので、
0:08:38	参考に、差配措置計画の記載も併せて確認をしております。
0:08:46	許可との整合性の確認結果については柏崎と同様となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:52	はい。説明は以上となります。
0:08:56	規制庁のです。説明ありがとうございました。
0:08:59	規制庁側からコメントある方、お願いします。
0:09:08	規制庁アマヤといいます。
0:09:14	ページ 6 ページの主、
0:09:17	ところをご覧ください。
0:09:22	ここで書いてある、
0:09:24	変更後のところで
0:09:27	グループ名、核セキュリティ運営管理グループの業務内容が周辺監視区域保全区域の境界の管理ということで、ここについて確認をしたいと思います。
0:09:42	これは今回のこの改正っていうのは、
0:09:48	格別防護部門強化のためということで
0:09:52	笠田比嘉相場の
0:09:55	事象の件を反映したものと考えております。
0:09:57	で、
0:09:58	そこでは立ち入れ制限区域のところの、
0:10:04	大底装置が不十分だったというようなことが話されておましてそれを反映した。
0:10:11	この改正になってると思うんですけども、この周辺監視区域を保全区域の管理ということで、
0:10:18	いうことをこれは今回の事象を発生したその立ち入り制限区域のところも含んでいるというふうに考えてよろしいでしょうか。
0:10:33	東京電力のですね防災安全グループのヌマといいます。江藤。ここはですね立ち入り制限区域、
0:10:43	については、保安規定の範囲ではなくてですね、各防護規定の範疇になりますので、今ご質問あったときに、
0:10:54	保安規定に対しては、立入提言という概念はございません。PP規定の範疇でございますのでお尋ねの通り、当町制限区域で、
0:11:08	防げなかったっていったところがございますので、その対策としてですね、今まで防護管理グループという一つのグループが、
0:11:18	担っていた業務を、二つグループでよりきめ細やかに管理するという対策で、
0:11:28	グループを分けさせていただいたということになります。
0:11:34	以上です。
0:11:40	はい、わかりました立入制限区域PPに関することについてはこれは書いていないということで理解しました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	規制庁です。
0:11:52	ちょっと私からもよろしいですか。はい。
0:11:56	19 ページのところなんですけども、
0:12:02	柏崎刈羽のファンクションに対する、設置許可記載有無等整理の部分なんですけど、
0:12:11	組織等、
0:12:15	例えば四条とかですね、許可整合性の末にですね、添付 5 添付 8 に記載があるが保安規定は現組織に合わせて変更されているっていうって、
0:12:25	いてですね、一見ちょっと許可と整合してるかちょっと理解ができないんですが、これって 22 ページの方には、
0:12:38	22 ページ、少々お待ちください。
0:12:43	24 ページですね。
0:12:48	24 ページの許可整合性の設備の方には、設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが、
0:12:58	この括弧内の組織は保安規定等で定める業務所掌に基づき、云々かんぬんという記載があるから保安規定と許可は整合しているという説明
0:13:10	だと思うんですけど、それがこの 19 ページの方に現れてないのでもっと読んでよくわかんなかったんですが、ここどう考えられますか。
0:13:22	はい。東京電力の吉岡です。
0:13:26	はい。こちらですね 19 ページの記載は少し言葉足らずなところがあるかと思えます。
0:13:34	はい確認の内容としては、今のご認識の通りですね、24 ページに記載の通りで、
0:13:43	設置許可はあくまでもその変更をした時点の体制を添付に載せておりますので、どうしてもタイムリーにその変更を反映するというようなものではないので、
0:13:57	そこは一旦
0:13:59	見かけ上保安規定と不整合が生じてしまうというのはあると思いますが、基本的に責任と権限はですね保安規定で定めるということで設置とかで、そのように
0:14:11	規定していますので、保安規定のの最新の状態が
0:14:17	急いだという形になります。
0:14:19	ということで整合しているというような解釈をしております。はい。以上です。規制庁のです。ちょっとできればそれがわかるようにこの資料にも 19 ページの方にも書いといていただきたいんですが。
0:14:34	いかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:37	はい。東京電力吉岡です。承知しました。対応します。よろしくお願いします。
0:14:42	他にありますかでしょうか。
0:14:48	規制庁の齋藤です。
0:14:51	22 ページ以降なんですけども、確認なんですけど、例えば第 2 条であれば、設置許可の記載として本文の 11 号の、
0:15:03	1 ポツ 2 ポツ、
0:15:04	次のページの 4 条であれば本文の 11 号の、
0:15:08	5-5。
0:15:10	あと添付書類の 5 添付書類の 8 が挙げられているんですけども、
0:15:15	この 2 行に対してこの本文の 11 号の 124 条であれば 11 号の 5-5、添付 5 テンパチっていう、
0:15:22	この組み合わせというのは、過去の浸水、保安規定、
0:15:28	営農申請時の説明において、ひもづけられているふうものを再度進めしているというものなんですかそれとも今回の
0:15:38	この資料大塚作成にあたって新たに整理されたものなのでしょうか説明お願いします。
0:15:46	はい。東京電力の吉岡です。
0:15:49	こちらの資料ではですね、過去の審査資料に基づきまして今回の変更箇所、
0:15:58	に対応した形で作っております。過去の審査資料は、ちょうどこちら、検査制度の見直しでですね、法改正がありまして、
0:16:08	許可との整合性が法令で起きるとなったところ、
0:16:13	初回に出した保安規定変更申請の、
0:16:17	説明資料、
0:16:18	ベースにこちら作成しております。はい。以上です。
0:16:23	規制庁齋藤です。了解しました。その上で念のため確認なんですけども、この 2 条について、本文の 11 号、
0:16:33	1 ポツ 2 ポツを挙げているんですけども、ここの部分の以前の改正、
0:16:41	法改正に伴う保安規定変更。
0:16:46	を除きと全く同じになっているということよろしいでしょうか。
0:17:02	東京電力吉岡です。はい。同じところから用いているという認識です。
0:17:10	規制庁齋藤です。了解しました。それちょっとまた別のところについて質問なんですけども、19 ページから 20、
0:17:19	1 ページにかけての表の、
0:17:21	見方なんですけどもちょっとよくわからないところがありまして、
0:17:27	一番右の設置許可との整合性の欄なんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:32	これ 1 個 1 個見ていくと、米印が隣の保安規定変更有無の米印の説明が何故かこの設置許可との整合性の欄の一番頭に、
0:17:43	あるだとか、
0:17:46	あとはその 45 条のところ見ると、
0:17:49	ここ設置許可との整合性の欄なので、
0:17:55	また、また、本文 11 号云々ってところが、本来ここに書いてあるべきもののように見えるんですけども、
0:18:03	なんでまた、
0:18:05	というふうに書いてあるのか。
0:18:08	またの上を見ると、
0:18:10	その設置許可との整合性から見ると何でここにこんな記述があるのかなっていうふうになってもいいんですけども、何でこれが頭にあるのかな。
0:18:19	ということで、この設置型の整合性の何何を書こうとされているのかよく。
0:18:25	わかあのか、これを書いた方の意図がよくわからなかった。
0:18:30	のでちょっと説明をいただきたいのと、あとは、
0:18:33	米印がある譲渡な異常があって、
0:18:38	四条と五条は、だけはその米印がない。
0:18:42	ですけれども、
0:18:43	その米印が $\alpha$ を見ると、
0:18:47	おそらく変更案規定変更の内容、
0:18:52	を書かれてい。
0:18:53	いるのかなと思うんですが、
0:18:57	四条五条の保安規定の変更の内容は何で書いてないのかな。
0:19:03	何で逆に四条五条以外だけ書いてあるのかな。
0:19:07	だとか、あと米印の中見るとのみの変更とあって、
0:19:13	なぜのみとあるのか。
0:19:16	だとか、これもちょっと意図がよくわからなかった。
0:19:20	もう、
0:19:21	という点があるんですけども、このあたりちょっとど、どういうふうにこの表を書こうと思って書いたのか。
0:19:27	ちょっと説明いただけますでしょうか。
0:19:33	はい、東京電力の吉岡です。
0:19:36	えっとですね先ほど申し上げた通り
0:19:40	何年か前の法改正に伴う保安規定の審査資料、
0:19:45	をベースに作り込んでおりまして少し

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:50	名残が残ってしまっている部分はあるんですが、米印が降ってある、この意図はですね、内容の変更に当たらない、その軽微な変更というかですね。
0:20:01	用語の適正化ですとか主語を置き換えただけ。
0:20:06	ということで、少しそこを差別化しました。内容の審査というか観点があまりないところだろうということで、そこを明確化しましたというところになります。
0:20:18	あと四条五条はですね、こちらは、
0:20:22	先ほども少し議論になりましたけれども、設置許可は変更時点の体制が記載されていますので保安規定はその見かけ上、整合していないと。
0:20:34	いうところで、最初保安規定は原則知識に合わせて変更されているという事実を書いた上で、そもそも、本文 11 号では組織の責任と権限を明確化して保安規定に記載しなさいよというふうに、
0:20:49	記載していますので、本記載せしなさいとは書いてないんですけど、明確化しなさいというところはもう要求としてありますので、それは保安規定がそのものだろうということで、
0:21:02	説明を加えているということで 2 段書きにしております。
0:21:08	という状況です。はい。以上です。
0:21:14	規制庁斉藤です。ちょっと今の住み分けもよくわからなかったんですけども、例えば 17 条であれば、防災安全部長から安全統括部長に変わったところは組織改編が実際にあった。
0:21:28	ということなので、保安規定は変わっていると、いうことだと思うんですけども、
0:21:35	四条五条っていうのは組織改変は全く関係ない。
0:21:39	ないんでしょうかほんで 45 条の組織改編に伴う変更が、
0:21:45	あるんだと思うんですけども、そういう目で見るとなぜ四条五条は、
0:21:51	書いてないのか。
0:21:53	全部かこの許可との整合性の欄にその変更内容書いていないのであれば、
0:21:59	別にいいんですけど、細かいあるものを書いてないものがあると。
0:22:03	何でそこそこが違うのかなと。
0:22:06	いうふうに思いました後は
0:22:10	本庄であればこの元T元の 2 行と後の営業がどう、どういう文脈で繋がってるのか。
0:22:19	その整合しているって説明をする上でこの
0:22:23	運転プールを添付開きの記載は云々って話が、どうその結論に結びついているのかが
0:22:32	何もつなぐ文章がないので、全く関係ないことが羅列されてるように、
0:22:38	しか見えないんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:43	ここはちょっと先ほど大野からも、コメントがありましたけれども、
0:22:48	45 条はその書きぶりをその直していただくことがあったんですけども、
0:22:54	その米印があるところもう、
0:22:57	その米印の内容とその下の整合しているってのがどういう繋がりがあるからこの米印がここに書いてあるのか。
0:23:05	ていうのがよくわからないという点もあります。このあたり説明いただけますでしょうか。
0:23:15	はい。東京電力吉岡です。
0:23:17	まず、米印の方はですねそうですね。
0:23:26	逆にその四条五条の米印がついてない方は組織改編ですね、条文自体が
0:23:35	追記されたり、
0:23:38	変更があってですね組織開閉の内容が集約されているところになりまして、他の条文は、その 45 条が変わることによっての反映という形になりますので、
0:23:51	内容は変わらないんですが、主語が変わるところで、大本は 45 条かなというふうに考えていますので、
0:24:00	そういった書き書き分けをしていましたが、
0:24:04	確かにおっしゃる通り整合性のバックだけを見ると、繋がりが悪いなというところは今改めて認識しましたので、
0:24:13	記載を拡充したいかなというふうに思います。45 条も含めて
0:24:20	対応します。はい。以上です。
0:24:24	規制庁齋藤です。了解しました。
0:24:30	規制庁大江です。ほかにコメントありますでしょうか。
0:24:34	植原さんもよろしいですか。
0:24:38	はい特にございません。
0:24:39	はい。
0:24:41	それではですね、この保安規定の整合性確認の資料についてはですねコメントさせていただきまして、これの資料を修正して後、提出いただけるということでしょうか。
0:24:59	東京電力吉岡です。はい。それで対応いたします。はい。それで提出させていただいて確認をしたいと思います。
0:25:09	で、ではちょっとこの話はこれで終わりさせていただきたくて、
0:25:18	ちょっとスケジュールの観点なんですけど、
0:25:26	ちょっとそのPTの方からですね少し聞いてるとこあるんですけども、PP規定側の手続き、いや、事業者防災計画の手続きも踏まえてですね、ちょっとスケジ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ユール感としてどういう形になってるかをちょっと説明お願いできますでしょうか。
0:25:45	はい。当然安全のヌマですが、それではまず、防災業務計画のご説明をさせていただきますと思います。
0:25:57	今回の組織改編です。防災業務計画の一部変更箇所がございます。これを今、
0:26:07	自治体、2、60日の収税協議という間に、60日の期間を設けて、
0:26:17	て更新するっていうことになってますので、要は、改定の協議を行って、5月の3月の14日に申請しまして、
0:26:29	進展する際に、施行日を決めて、立たなきゃいけないというのが、実は原災法の施行令の中に記載がございますので、
0:26:43	5月の16日に施行しますということで、自治体間エノオ協議を開始しております。
0:26:51	まずは防災業務計画は
0:26:56	修正協議を下さいという規制庁さんのご指導のもとです。どのようなステータスに入りました。一方、PP規定と保安規定は勝田崎は、
0:27:10	昨年の12月の24日に申請させていただいて、2Fは、1月の24日西出スズキ、つまりちょっと18日に申請させていただきました。
0:27:23	で、
0:27:27	最終的には施行を、防災業務計画の方と16日に合わせた形で、施行したいというふうに事業者として考えてございます。
0:27:39	今回の規定の付則の中にはですね、
0:27:48	規定の認可を受けて、30日以内に施行するという付則をつけてございますので、逆引きになってしまうんですが、5月の16日、
0:28:00	より30日以内に認可をいただきたいというふうには、我々としての希望として持っております。
0:28:10	規制庁のPP部門に対しても、そのようなお願いをしながら、規定の変更認可をいただきたいというふうにアプローチをしているところでございます。
0:28:25	はい規制庁です。はい。規制庁大野です。説明ありがとうございます。
0:28:30	通常保安規定とかの認可日っていうのは、事業者の希望を聞くものではないんですけども、今回その事業者防災業務計画の他の法令との関係があって、
0:28:42	施行日がちょっとある程度決まってくるということなのでそれを踏まえてこちらもその認可のスケジュールを検討して、
0:28:53	いきたいと思います。
0:28:57	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:59	これ、ここの保安規定二分OKですけれどもですけども2ヶ所に行くにあたって何か補正とか必要になりますが特にいらないという理解でよろしいでしょうか。
0:29:14	はい防災のヌマでございます今、BP部門C0の補正は何か
0:29:25	補正をかけた方がいいという議論をさせていただいておりますが保安規定の記載に影響を与えるような補正はないというふうに思っております。
0:29:35	規制庁大野です。保安規定の方には羽根はないと、理解しました。
0:29:41	わかりました。
0:29:43	では、全体通して何かありますでしょうか。
0:29:47	よろしいですかね。
0:29:49	植原さんもよろしいですかね。
0:29:53	はい特にございません。
0:29:55	はい。
0:29:56	よろしければ、本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。では、お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。